官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成21年８月20日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成21年９月２日

農林水産大臣　石破　　茂

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成21年８月20日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成21年９月２日

農林水産大臣　石破　　茂

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　福島県伊達市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　新潟県村上市、柏崎市、東蒲原郡阿賀町（以上二市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　静岡県静岡市、御殿場市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、静岡県静岡市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　滋賀県米原市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　京都府与謝郡与謝野町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　香川県東かがわ市、さぬき市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係府県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年九月二日

一　件名　伊藤忠エネクス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十一年九月三十日　午後二時から

三　場所　中津商工会館（大分県中津市殿町一三八三番地一号）

四　事案の要旨

1　現行ガス料金を平均十二・九六％引き上げるほか、その他供給条件の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）並びに伊藤忠エネクス株式会社中津ガス支店（大分県中津市大字中殿五八〇番地一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「伊藤忠エネクス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十一年九月十六日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう提出すること。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「伊藤忠エネクス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十一年九月十六日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

様式

意見陳述届出書

九州経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

伊藤忠エネクス株式会社申請に係る一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成二十一年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十一年九月二日

国土地理院長　小牧　和雄

一、事業（基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十一年八月十一日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

新潟県　新発田市

四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十二年三月三十一日

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成21年８月20日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成21年９月２日

財務大臣　与謝野　馨